

【米国】

米国海軍及び米国の造船産業基盤の再建に関する大統領覚書について

山下 庸介 ワシントン国際問題研究所 次長／主任研究員

山上 寛之 ワシントン国際問題研究所 主任研究員

1. はじめに

2026年8月13日、ホワイトハウスは「米国海軍及び米国造船産業基盤の再建 (Rebuilding the United States Navy and America's Shipbuilding Industrial Base)」と題する大統領覚書 (以下「覚書」という。) を発表した¹⁾。本覚書は、米国海軍の艦船 (補助艦を含む。以下同時) の建造・修繕基盤の強化を主眼に置いていると解される一方、昨年4月の米国の海事産業基盤強化のための大統領令²⁾ に基づく措置を更に発展させるための措置として、米国造船所への投資や船舶建造の促進を含む米国造船産業基盤の強化に関する事項が定められている。

このため、本レポートでは、本覚書の概要を述べた上で、米国の造船産業基盤の強化に関する事項の詳細や背景を解説するとともに、本覚書を巡る米国内外の反応を概説する。また、本レポート末尾に覚書の仮訳全文を記載していることから、必要に応じて参照いただきたい。なお、大統領覚書 (Presidential Memorandum) は米大統領が各省庁に出す命令である「大統領令 (Presidential Order)」の一種であり、いずれも効力は法律の範囲内に限られるものの、議会承認は不要となっている。昨年4月の大統領令については、大統領令の中でも行政命令 (Executive Order) とされ、大統領覚書との差は根拠法令明示の有無 (行政命令は要明示、覚書は不要) とされる。³⁾

2. 大統領覚書の概要

(1) 目的

覚書では、まず、米国海軍による船舶建造において、過度に複雑な設計及び反復的な設計変更手続きにより、コストの増加、遅延及び発注取り消しが生じていると指摘する。その上で、造船業者間の生産能力と競争の欠如が、海軍による主要造船プログラムに多大な受注残を生み出し、また、造船産業基盤の縮小とそれに伴う関連サプライヤー基盤の縮小が相

まって、遅延を拡大させ、コストを増大させているとしている。こうした課題認識の下、

- 実証済みで信頼性が高く、手頃な価格の技術や艦船設計の採用
- 海外サプライヤーからの購入を可能とする契約の締結とあわせた米国の造船産業基盤への投資の促進

を行うこととし、昨年4月の大統領令で命じられた措置を更に発展させ、米国海軍及び米国の造船産業基盤をより一層強化するための追加措置を定めることとしている。

ここで述べられている「海軍による主要造船プログラムの多大な受注残」について、米国政府会計検査院 (GAO) は、2026年時点で海軍では35隻が建造中であり、その多くが当初の予定から遅れていると指摘している⁴⁾。また、米議会予算局 (CBO) は、駆逐艦・潜水艦の建造に要した年数は2000年代には平均5～6年程度であったものが、現在は平均9～10年程度まで延びており、例えばバージニア級潜水艦の建造では24～36か月の遅延が生じているとしている⁵⁾。こうした遅延の背景には、海軍の艦船建造を担える造船所が限られる一方、その発注は継続されるため、受注残の艦船が増加し、結果、建造の遅延が更に長期化するという悪循環があると考えられる。

(2) 覚書の構成

覚書は7条で構成されており、具体的な措置としては以下の5つが規定されている。

- ① 空母への蒸気・油圧システムの復活
- ② 米国の海事産業基盤における投資と競争の拡大
- ③ 第5の公営海軍造船所の新設
- ④ コンポーネント修理センターの設立
- ⑤ 海軍艦艇システム司令部 (NAVSEA) の改革

本稿では、このうち、艦船にとどまらない造船産業基盤の強化に関する措置が規定されている「米国の海事産業基盤に

おける投資と競争の拡大」の内容を以下詳細に解説・分析をする。なお、③は公営海軍造船所の新設を含め原子力潜水艦及び空母の即応体制を強化するための計画策定を求めるものであり、④は潜水艦の修繕を行うコンポーネント（船舶部品）修理センターの設立を求める内容となっている。

（3）米国の海事産業基盤における投資と競争の拡大

1）概要

本規定では、2025 年 10 月に米国・フィンランド間で合意された砕氷船建造に関する覚書⁶⁾（以下「フィンランドモデル」という。）をモデルとして、海外での艦船の建造を認めることを条件に、米国造船所での船舶建造の拡大を図ることとしている。

具体的には、以下の船舶の建造についてフィンランドモデルを採用することとし、国防長官に対して、これらの船種の調達計画の策定を指示している。

- 対潜戦、水上戦及び護送船団の護衛任務を遂行するのに十分な固有の能力を備えた水上戦闘艦
- 海上貨物補給（CONSOL）タンカー（主に洋上で補給艦に対しジェット燃料、ディーゼル燃料等を補給するタンカー。商船に補給艦への補油設備等を備えさせたもの）
- ロールオン・ロールオフ（RO-RO）船（トレーラーシャーシや車両を自走により積み下ろしする荷役方式の船）

その上で、米軍向け艦船の外国造船所での建造の原則禁止を規定する合衆国法典第 10 編第 8679 条の例外として、以下の要件を満たす外国企業に対し、上記計画に基づく船舶調達に関し、海外造船所での艦船建造を認める方針を示している。

- 米国において新たに造船所を建設するか又は米国内の既存の造船所の所有権過半数の持分を取得するとともに、最初の 2 隻を除くすべての船舶を米国の造船所で建造すること
- 米国の造船所において、米国市民の労働力を雇用し、訓練すること
- 親会社である外国造船所で使用されている特許・ノウハウ等の独自の技法・技術を米国の造船所にライセンス供与すること
- 米国の造船所におけるすべての船舶の建造および維持管理のために、米国内のサプライチェーンを活用すること

2）解説

①合衆国法典第 10 編第 8679 条⁷⁾の内容

合衆国法典第 10 編第 8679 条 (a) は、「軍のいずれかの部門のために建造される艦船及び当該艦船の船体または上部構

造の主要な構成部分は、外国の造船所において建造してはならない」と規定しており、当該艦船には戦闘艦のみならず、補助艦も含まれると解されている。

一方、同条 (b) では、当該規定の例外を定めており、大統領が(a)項の禁止について、その例外を認めることが米国の国家安全保障上の利益にかなうと判断した場合には、当該禁止の例外を認めることができるとしている。その上で、大統領は、前号の判断を行った場合には、その旨を議会に通知しなければならない。また、当該判断についての通知を議会が受領した日から起算して 30 日間が経過するまでは、当該例外に基づく契約を締結することはできないこととしている。

覚書では、同条 (b) に基づき、フィンランドモデルを採用し、国内の造船能力を増強することが米国の国家安全保障上の利益にかなうと判断したと述べており、本覚書に基づく外国での船舶建造は例外として認める方針を示したと解することができる。

この上で、同条に規定する大統領の権限を国防長官に委任し、個別の建造契約が本覚書に定められた条件を満たすか否かの判断を行う権限及び本覚書に基づき行われた国家安全保障上の判断について議会に通知する権限も国防長官に委任することとしている。

②対象船種

対象の船種として、水上戦闘艦、CONSOL タンカー、RO-RO 船が挙げられており、後述のとおり、水上戦闘艦が含まれることは米国内において議論を呼んでいる。他方で、CONSOL タンカー、RO-RO 船が挙げられていることは、補給の役割を担う外航船の建造能力を重視していることが表れていると言える。本年 7 月の弊所レポート⁸⁾で報告したとおり、米国は太平洋地域での紛争発生時を念頭に作戦継続を支える船舶が不足していると指摘されており、今般の覚書において、フィンランドモデルを採用し、資本と技術の移転を促しつつ米国内の建造能力の強化を図るべき船種が改めて明らかになったことと解することができる。

なお、上記の CONSOL タンカーおよび RO-RO 船建造の資金に関しては、現政権下、商務長官および USTR 長官が取りまとめた各種通商交渉によって確保された財源の活用を計画に盛り込むことが定められている。各種通商交渉の具体的内容は明らかにはなっていないが、関税や通商法 301 条に基づく入港料などが想定されていると解することもできるため、これらの措置の動向と併せて注視が必要である。

3. 大統領覚書に対する米国国内外の反応

上述の外国造船所での艦船建造を認める方針を発表したこ

とに対し、米国国内外から反応が示されている。

(1) 米国内

米国内では、造船業界が反対の姿勢を示している。米国の造船所・船舶修繕事業者等で構成され、ロビーイング・政策提言を行う Shipbuilders Council of America (SCA) は、覚書発表直後に、「海外で建造される1隻1隻が、米国造船所から需要、雇用、産業能力を奪う」と批判したと報じられている⁹⁾。

また、連邦議会においては、Jared Golden 下院議員（民主・メイン州）及び Susan Collins 上院議員（共和・メイン州）がそれぞれ、覚書発表翌日の8月14日に艦船の外国建造を認める方針に反対する声明を発表している^{10) 11)}。

艦船の外国建造に対する反対は、従前から連邦議会において根強く、上述の Jared Golden 下院議員は、2027年度国防授權法 (FY2027 NDAA) 下院案に、外国造船所で建造される戦闘艦の調達契約の締結に同法で認められた資金の使用の禁止規定を盛り込むこと (Golden 条項) を提案している¹²⁾。また、FY2027NDAA 上院案においては、戦闘艦の建造に関し、合衆国法典第10編第8679条に規定する例外規定の削除が盛り込まれていると報じられており¹³⁾、上下院とも手段は異なるものの、戦闘艦の海外建造を禁止する方針としている。他方、タンカーやRO-RO船の補助艦の海外建造については、下院案の Golden 条項の対象には含まれておらず、上院案では覚書と同様、最大2隻の海外建造を認める規定が盛り込まれており、許容されうることが示されている。

	戦闘艦	補助艦
大統領覚書	米国造船所への投資等を条件に、 最大2隻の海外建造 を認める	米国造船所への投資等を条件に、 最大2隻の海外建造 を認める
下院NDAA案	海外建造船に対する2027年度予算の使用禁止	- (規定なし)
上院NDAA案	合衆国法典第10編第8679条に規定する例外規定（ 大統領による海外建造許可権限の削除 ）	米国内への投資及び後続船の国内生産移管を条件に、 最大2隻の海外建造 を認める

図1 大統領覚書・下院NDAA案、上院NDAA案における海外建造船の取扱いの比較

(2) 米国外

①韓国

覚書の発表に対して、韓国メディアは「米海軍艦艇を韓国で建造する道が開かれた」などと前向きに報じている¹⁴⁾。また、2024年にフィリー造船所を買収したハンファオーシャンは、覚書に定める「米国内の既存の造船所の所有権過半数の持分を取得する」という満たすことから、覚書発表の直後に、同

社株は約5.6%上昇したと報じられている¹⁴⁾。

②イタリア

ハンファオーシャン同様、既に米国内に造船所を運営しているイタリアの造船企業Fincantieriについても、覚書発表の直後、株価が約3.2%上昇したと報じられている¹⁴⁾。

4. まとめ

覚書では、水上戦闘艦、CONSOLタンカー及びRO-RO船について、米国造船所への投資及び米国造船所での建造を条件に、海外造船所での艦船建造を認める方針を示している。

これに対して、現在、連邦議会で審議中のFY2027NDAAにおいては、CONSOLタンカー及びRO-RO船の海外建造については両院案ともに許容されうる内容となっている一方、水上戦闘艦の海外建造に対する反対は根強い。FY2027NDAAの下院案では戦闘艦建造に対する資金使用を禁止する規定が盛り込まれた案が通過しており、上院案においても禁止規定が盛り込まれていると報じられている。このため、覚書に規定する艦船の海外建造が認められ得るかは、FY2027NDAAの審議の状況を注視する必要がある。

なお、覚書において、戦闘艦のみならず、タンカーやRO-RO船などの商船についても米国国内での建造能力の強化を図る方向性が示されている点は、米国の海事産業基盤強化に向けた優先順位を理解する一助になると考えられる。

引き続き、米国の海事産業強化に向けた施策動向及びその背景を整理分析し、発信を続けていく。

参考文献

- 1) White House. Rebuilding the United States Navy and America's Shipbuilding Industrial Base
<https://www.whitehouse.gov/presidential-actions/2026/08/rebuilding-the-united-states-navy-and-americas-shipbuilding-industrial-base/>
- 2) White House. RESTORING AMERICA'S MARITIME DOMINANCE
<https://www.whitehouse.gov/presidential-actions/2025/04/restoring-americas-maritime-dominance/>
- 3) 朝日新聞、「大統領令とは」、2025年1月21日
<https://www.asahi.com/articles/AST100SKYT10UHB100NM.html>
- 4) GAO, NAVY AND COAST GUARD SHIPBUILDING: A Disciplined, Strategy-Driven Approach Is Needed to Achieve Ambitious Goals
https://files.gao.gov/reports/GAO-26-109068/index.html?utm_source=chatgpt.com
- 5) CBO, Testimony on Challenges Facing the Navy's and Coast

- Guard' s Shipbuilding Programs and the Shipbuilding Industrial Base
https://www.cbo.gov/publication/62375?utm_source=chatgpt.com
- 6) Department of Homeland Security, DHS Celebrates Purchase of New Coast Guard Icebreakers as President Trump Signs Deal with Finland
<https://www.dhs.gov/news/2025/10/10/dhs-celebrates-purchase-new-coast-guard-icebreakers-president-trump-signs-deal>
- 7) 合衆国法典第 10 編第 8679 条
<https://uscode.house.gov/view.xhtml?req=granuleid:USC-prelim-title10-section8679&num=0&edition=prelim>
- 8) 山下庸介, 米国商船隊の確保の戦略的意義と現状・課題 -米国籍船の維持・拡大に向けた施策の背景-
https://www.jttri.or.jp/jitti_20260701_yamashita.pdf
- 9) USNI News, New White House Memo Calls for Foreign-Built Warships, Return to Steam Catapults on Ford Carriers
<https://news.usni.org/2026/08/13/new-white-house-memo-calls-for-foreign-built-warships-return-to-steam-catapults-on-ford-carriers>
- 10) Senator Collins, I Oppose the Administration' s Strategy that Would Allow the First Ships in New Classes of U.S. Navy Vessels to be Built Overseas
<https://www.collins.senate.gov/newsroom/senator-collins-i-oppose-the-administrations-strategy-that-would-allow-the-first-ships-in-new-classes-of-us-navy-vessels-to-be-built-overseas>
- 11) Jared Golden, Golden statement on Trump' s new push to offshore Navy shipbuilding
<https://golden.house.gov/media/press-releases/golden-statement-on-trump-s-new-push-to-offshore-navy-shipbuilding>
- 12) Jared Golden, House passes defense authorization bill with Golden' s pro-shipbuilding provisions
https://golden.house.gov/media/press-releases/house-passes-defense-authorization-bill-with-golden-s-pro-shipbuilding-provisions?utm_source=chatgpt.com
- 13) Breaking Defense, The fight over the FY27 defense budget is on. Here' s 13 key issues for Congress to resolve
https://breakingdefense.com/2026/08/the-fight-over-the-fy27-defense-budget-is-on-heres-13-key-issues-for-congress-to-resolve/?utm_source=chatgpt.com
- 14) 聯合ニュース、韓国ハンファが米軍艦建造の可能性 トランプ氏指示が追い風

- https://jp.yna.co.kr/view/AJP20260814001500882?section=politics%2Findex&utm_source=chatgpt.com
- 15) Reuters, Hanwha, Fincantieri shares rise after Trump opens navy shipbuilding foreignyards
https://www.reuters.com/business/aerospace-defense/hanwha-fincantieri-shares-rise-after-trump-opens-navy-shipbuilding-foreign-yards-2026-08-14/?utm_source=chatgpt.com

<参考>覚書全文（仮訳）

第1条（目的）

米国海軍は、過度に複雑な設計および度重なる設計変更の要求により、コスト増、建造遅延および計画中止といった問題を抱えている。

造船業界の建造能力および競争不足により、海軍の主要艦船整備が遅れているほか、商船建造部門においても国際的競争力を欠く状態となっている。関連業界の縮小とも相俟った造船産業基盤の衰退が建造遅延とコスト増を招いてきた構図ともいえる。

このため、国防省は、海軍戦力の拡充に際し、米国海事産業基盤における建造能力と競争の双方の回復を図らなければならない。

国防省は、実証済みで信頼性が高く、かつコストが支弁可能な範囲内となる技術および艦船設計を使用するとともに、砕氷船などの他の主要機材の調達と同様、短期的には海外の事業者からの購入を可能にしつつ、同時に米国の造船産業基盤への投資インセンティブとなる発注を行うこととする。

政権は国家安全保障および経済的繁栄を促進するため、2025 年 4 月 9 日に米国海事支配力の再興と題した大統領令において、米国海事産業および関連人材を再活性化・再建する措置を講じているところ、こうした措置を一層発展させるべく、本覚書においては米国海軍および米国の造船産業基盤を更に強化するための追加措置を定める。

第2条（空母への蒸気式・油圧式システムの復活）

本覚書発表後 60 日以内に、国防長官は海軍長官と協議の上、行政管理予算局（OMB）局長および国家安全保障問題担当大統領補佐官を通じ、ジェラルド・フォード級原子力空母の 4 番艦（以降）において、電磁式戦闘機発艦システムおよび兵器用エレベータをそれぞれ蒸気式および油圧式システムに変更するために必要な措置を盛り込んだ計画を大統領に提出しなければならない。

第3条（米国海事産業基盤への投資および競争の拡大）

(a) 米国海軍艦船の主要部分の海外建造を原則禁止する合衆国法典第 10 編第 8679 条(1)(a)の例外を定める同条(1)(b)に基づき、私は、中型砕氷船建造に関する 2025 年 10 月 9 日付米国・フィンランド間覚書を模範として国内の造船能力を増強することが米国の国家安全保障上の利益に沿うと判断した。

この「フィンランドモデル」は、外国の造船業者等（サプライヤー）が次の条件を満たす場合、後述の最大 3 つの艦種に対し適用される。

- ・海外建造と同時に米国内に新たな造船所を建設する、または米国内の既存造船所の所有権もしくは過半数の持分を取得し、最初の 2 隻より後のすべての艦船を米国内の造船所で建造
- ・米国内の造船所のために、米国市民を雇用し、訓練
- ・外国の親会社の造船所において用いられ、特許・ノウハウ等独自のライセンスを持つ技法・技術を米国内の造船所に供与
- ・米国内の造船所で艦船の建造・修繕にあたっては、米国内のサプライチェーンから調達

(b) 本覚書発表後 90 日以内に、国防長官は以下を行わなければならない。

- ・海軍長官と協議の上、上記(a)に基づく国際調達モデルに関する提案を織込んだ、対潜・水上戦および船団護衛業務に対応する能力を有する水上戦闘艦の新たな競争的調達計画を、タイムラインと必要資源も添えた上、OMB 局長および APNSA を通じて大統領に提出
- ・商務長官および運輸長官と協力し、海事局(MARAD)局長および海軍長官と協議の上、大統領の下、商務長官と USTR 長官が取りまとめた各種通商ディールにおいて確保された米国海事基盤への投資に係る財源の用途を指示する計画を大統領に提出。同計画は、海上貨物補給 (CONSOL) タンカーと RO-RO 船それぞれに関する建造要件を定め、上記(a)のフィンランドモデルに基づく新たな競争的調達方式を示すものとする。

(c) 米国海軍は、上記に基づくプログラムにおいて、当初の成熟した基本設計 (parent designs) に対して反復的な設計変更を課してはならない。基本設計からの変更は、海軍長官、OMB 局長および APNSA と協議の上、国防長官の承認を得ることなく行ってはならない。

(d) 合衆国法典に基づく艦船海外建造に係る適用除外の要件である国家安全保障上の判断（前掲 8679 条(1)関係）に関し

ては、その権限を国防長官に委任する。また、当該判断を議会に通知する権限についても、国防長官に委任する。

合衆国法典第 10 編第 8679 条(b)(2)に従い、当該判断を議会が受領してから 30 日が経過するまでは、この適用除外に基づく契約を締結することはできない。

第 4 条 第 5 の公営海軍造船所（第 4 節）

本覚書発表後 120 日以内に、国防長官は海軍長官と協議の上、OMB 局長および APNSA を通じて、原子力潜水艦および航空母艦の即応態勢を向上させるための計画を大統領に提出しなければならない。

当該計画には、民間部門の能力の活用および新たな（既存のバージニア州ノーフォーク海軍造船所、メイン州ポーツマス海軍造船所、ワシントン州ピュージェット南海軍造船所、ハワイ州パールハーバー海軍造船所の 4 施設—主に原子力空母・潜水艦の整備を実施—に加え、5 番目となる）公営海軍造船所の設置を含めるものとする。

新海軍造船所に関する計画は以下要素を含むこととする。

- ・今後 20 年間に予定される攻撃型原子力潜水艦艦隊の拡大に対応できるドライドックの整備
- ・立地は米太平洋艦隊に近接（米国本土、アラスカ、ハワイおよび本土外領土を含む）
- ・候補地においては最大 3 つのドライドックを設け、現在および将来計画されるすべての潜水艦クラスを収容する
- ・官民パートナーシップなどの革新的な資金調達
- ・スケジュールおよび必要資金

第 5 条 コンポーネント修理センター

本覚書発表後 90 日以内に、国防長官は海軍長官と協議の上、OMB 局長および APNSA を通じ、潜水艦修理産業基盤が必要とする新品の構成部品・部品を受け入れ、旧部品を再生するためのコンポーネント修理センターを設置する計画を大統領に提出しなければならない。

当該計画では、主要道路、鉄道および河川輸送網に近接した、地理的に中央に位置する立地を特定するものとする。

また、ロサンゼルス級、バージニア級、シーウルフ級、オハイオ級およびコロンビア級の原子力潜水艦について、それぞれ少なくとも 1 艦分の予備装備を維持するために必要な資源を含めるものとする。

第 6 条 海軍艦艇システム司令部 (NAVSEA) の改革

本覚書発表後 120 日以内に、国防長官は海軍長官と協議の上、OMB 局長および APNSA を通じて、NAVSEA の見直

しを大統領に提出しなければならない。この見直しには、人事、組織および構造上の改革を実施するための勧告を含めるものとする。

改革の目的は、以下のとおりとする。

- ・NAVSEA 指導部に対する成果ベースの説明責任を導入。評価は艦船およびシステムの引き渡し速度を基準とする
- ・官僚主義および煩雑手続きの削減
- ・NAVSEA 部門間で異なっていた優先事項の整理。こうした優先事項の競合が艦船・システムの納入遅延、コスト肥大、過剰な複雑化をもたらしていた
- ・成熟した親設計に対し、NAVSEA が再設計または反復的な設計変更を課すことを防止

第7条 一般規定

(a) 本覚書のいかなる規定も、以下を損なう、またはその他の形で影響を及ぼすものと解釈してはならない。

- ・法律により行政府に付与された権限
- ・予算、行政または立法上の提案に関する OMB 局長の職務

(b) 本覚書は、適用される法律に従い、かつ歳出予算の利用可能性を条件として実施されるものとする。

(c) 本覚書は、米国、その省庁・機関もしくは組織、その職員、従業員もしくは代理人、またはその他の者に対して、いかなる当事者も法律上または衡平法上執行することのできる、実体的または手続的な権利もしくは利益を創設することを意図するものではなく、また実際に創設するものでもない。